

## 東京 2020 オリンピック都市装飾物設置・維持管理・撤去業務委託契約書

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会茨城県推進会議（以下「甲」という。）と●●●●●●●●●●（以下「乙」という。）とは、東京 2020 オリンピック都市装飾物設置・維持管理・撤去業務について、次のとおり委託契約を締結する。

### （委託業務）

第 1 条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- (1) 委託業務名 東京 2020 オリンピック都市装飾物設置・維持管理・撤去業務
- (2) 委託業務内容 別添「東京 2020 オリンピック都市装飾物設置・維持管理・撤去業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- (3) 履行期間 2020 年 4 月 1 日（水）から 2020 年 10 月 30 日（金）まで  
ただし、翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約は、解除できる。

### （委託業務の実施）

第 2 条 乙は、委託業務を実施するに当たっては、仕様書に従って実施しなければならない。仕様書が変更された場合も同様とする。

2 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

### （委託料）

第 3 条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）は、金●●●●●●●●円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

### （委託料の支払）

第 4 条 乙は、第 8 条第 4 項の規定による通知を受けた後に、書面により甲に対して委託料の支払を請求するものとし、甲は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 6 条に基づき、乙から適法な支払請求を受けた日から 30 日以内に、委託料を乙に支払うものとする。

2 甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、委託料の 90 パーセントを超えない金額を概算払することができる。

3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払を必要とする理由及び月別所要見込額を記載した概算払請求書（別紙様式 1）を甲に提出するものとする。

### （契約保証金）

第 5 条 乙は、契約金額の 100 分の 10 以上の額を契約保証金として甲に納付する。ただし、茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 条）第 138 条第 2 項のいずれかの規定に該当する場合は免除とする。

### （再委託の制限）

第 6 条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とする場合は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

(実績報告書の提出)

第7条 乙は、委託業務を完了したときは、委託業務が完了した日から起算して30日以内又は2020年10月30日のいずれか早い日までに、委託業務の成果を記載した実績報告書(別紙様式2)を成果品とあわせて、甲に提出しなければならない。この場合において、第4条第2項の規定による概算払を受けたときは、完了報告書に概算払精算書(茨城県財務規則の規定による帳票の様式(平成5年茨城県告示第404号)様式第102号)を添付するものとする。

(適合の検査及び委託料の確定)

第8条 甲は、前条の規定により、乙から実績報告書及び成果品の提出を受けたときは、その日から起算して10日以内に、当該業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査するものとする。

- 2 乙は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正完了報告書及び補正した成果品を甲に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定は、甲が前項の規定により補正完了報告書及び補正した成果品の提出を受けた場合について準用する。
- 4 甲は、第1項(前項において準用する場合を含む)の検査の結果合格と認めた場合は、委託料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

(過払金等の返還)

第9条 乙は、概算払を受けた委託料が、前条第4項に規定する委託料の確定額を超えるとき、または、委託料により発生した収入がある時は、甲の指示に従って返還するものとする。

(権利、義務の譲渡禁止)

第10条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてならない。ただし、甲の承認を受けた場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合の甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が支出票を決裁した時点で生ずるものとする。

(かし担保責任)

第11条 乙は、第8条4項の検査に合格した実績報告書であっても、当該実績報告書に隠れたかしがあった場合には、検査通知後1年間は、甲から補修を求められたときは、甲の指定する期間までに補修しなければならない。

(委託業務の中止等)

第12条 乙は、災害その他やむを得ない事由により委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を文書で甲に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。
- 3 前項の規定により契約を解除したときは、第4条、第8条及び第9条の規定に準じて精算するものとする。

(委託業務の変更)

第13条 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、委託業務の遂行に当たって、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、甲の責めに帰する理由により生じたものは、甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議して定める。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

2 乙は、乙の従業者に対して、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号）第7条第2項及び第8条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特記事項を遵守しなければならない。

(帳簿等)

第17条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておくとともに、これをその完結の日から5年間保存するものとする。

(委託業務の実施調査等)

第18条 甲は、必要があると認めるときは、乙の帳簿、書類その他の記録及び委託業務の実施状況について実地に調査できるものとする。

(改善の指示等)

第19条 甲は、委託業務の実施について改善する必要を認めるときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

(事故発生時の報告)

第20条 乙は、委託業務を履行するに当たり、事故（システムトラブル等を含む）が発生した場合は速やかに甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。

(契約の解除等)

第21条 甲は、乙がこの契約に違反したときは、契約の一部若しくは全部を解除し、又は変更し、既に支払った金額の一部又は全額の返還をさせることができる。

2 前項の規定により契約の解除があったときは、乙は速やかに甲の指示により資料等を甲に返還するものとする。

(成果品及び著作権)

第22条 引渡しを完了した成果品は、すべて甲の所有とし、甲は、その事業において自由に当該成果品を使用することができるものとする。

2 乙がこの委託業務により取得した著作権は、成果品の引渡しをもって甲が承継するものとする。

(資料の管理義務及び返還)

第23条 乙は、委託業務のため甲から提出された資料を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、委託業務完了後、直ちに甲に返還しなければならない。

(物品の管理義務及び返還)

第24条 乙は、委託料により物品を購入したときは、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 委託業務終了後、前項に規定する物品のうち、返還を要する物品を甲が指定したときは、乙は、甲の指示により当該物品を返還しなければならない。

(権利の帰属)

第25条 乙は、委託業務の実施（第8条の規定により第三者に再委託等して実施した場合を含む。）により発生した著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利について、同種のシステム開発に共通的に利用されるノウハウ、モジュール等に係るもの（以下「共通ノウハウ等の著作権」という。）を除き、甲に無償で譲渡するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙に留保される共通ノウハウ等の著作権について、委託業務の成果を利用するために必要な範囲でこれを使用することができるものとする。

(協議)

第26条 この契約に定めるもののほか、委託業務の実施に関し必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2020年●●月●●日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6  
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会茨城県推進会議  
会長 大井川 和彦

乙

## 別記（第16条関係）

### 特記事項

#### 1 受託者の責務

委託業務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

#### 2 個人情報の収集の制限

委託業務を処理するため個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

#### 3 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

#### 4 不要情報の廃棄

利用者に関する個人情報は、その者に係る事務が完結した年度から5年を経過したときは、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。

#### 5 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託業務を処理するため収集・作成した個人情報は、委託業務を実施するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

#### 6 個人情報の複製等の制限

委託業務を処理するために個人情報の複製もしくは送信又は個人情報が記載された媒体の外部への送付もしくは特出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。

#### 7 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

#### 8 返還義務

委託業務を実施するため甲から引き渡された個人情報が記録された帳票等は、委託業務の終了後、速やかに甲に返還しなければならない。

殿

所在地  
名称  
代表者氏名

東京2020オリンピック都市装飾物設置・維持管理・撤去業務概算払請求書

このことについて、東京2020オリンピック都市装飾物設置・維持管理・撤去業務委託契約に基づき、事業費の概算払を請求します。

記

1 概算払を必要とする理由

2 月別所要見込額

月	所要見込額	主な内容
	円	

3 概算払請求額

<振込先> 銀行名： 銀行  
支店名： 支店  
預金の種類：  
口座番号  
名義人（ふりがな）：

別紙様式 2 (第 7 条関係)

年 月 日

殿

所在地  
名称  
代表者氏名

東京 2020 オリンピック都市装飾物設置・維持管理・撤去業務実績報告書

年 月 日付け委託契約に基づく「東京 2020 オリンピック都市装飾物設置・維持管理・撤去業務」が完了したので、報告いたします。